

令和8年度園芸産地高温対策事業費補助金交付等要綱

(趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、施設園芸品目の生産者や団体が行う換気、遮熱・遮光、冷却技術といった複数の高温対策技術を導入する園芸産地高温対策事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、当該補助金を交付するものとする。当該補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施設

温室その他の内部で農作物を栽培するための施設で、その全体が被覆されているプラスチックハウス及びガラス室のこと。ただし、被覆物を移動又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設（フレーム、トンネル等）は除く。

(2) 強靱化ハウス

台風等の自然災害の被害防止に向けて、風速36m/s以上に耐えることができる強度を有する農業用ハウス、又は同強度を有するような補強対策を実施した農業用ハウスのこと。

(補助の対象及び補助率)

第3条 当該要綱の補助対象事業の内容及び事業実施主体については、別表1に掲げるとおりとする。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第4条 補助対象事業の実施にあたっては、次の各号を全て満たすことを要件とする。

(1) 施設で栽培する園芸品目（野菜、花き）への高温対策であること。

(2) 補助対象事業終了後、導入する機械、装置等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）の期間は同一品目を栽培すること。

(3) 強靱化ハウスの要件を満たすこと又は施設園芸共済や民間の損害保険等に加入していること。

(4) 「換気」、「遮光・遮熱」、「冷却」のうち、複数の技術に取り組むこと。「換気」と「遮光・遮熱」の技術導入は必須とする。

ただし、それぞれの対策について、補助対象事業の当該補助金の交付を受けて実施するか否かは問わないものとする。

(5) 収量が現状より向上かつ知事が定める標準収量を概ね満たすこととする成果目標を設定すること。ただし、知事の定めがない品目や、収量での成果目標の設定が難しい場合は、別途、知事と協議して成果目標を設定すること。

(事業申請手続)

第5条 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書兼補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、事業計画書(様式第1号別添)、同意書(様式第2号)、その他関係書類を添えて、市町村を通じ、農林事務所を経由して知事へ提出するものとする。

2 規則第4条に定める交付申請書の所定の期日は、知事が別に定める。

3 目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 事業の着工は、当該補助金の交付決定後に行うものとする。

5 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

(事業の採択及び交付決定の通知)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査し、選定するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の上、当該補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに事業の採択及び交付決定を行い、事業実施主体に対し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 事業実施主体は、第5条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下げ書(様式第4号)を、市町村を通じ、農林事務所を経由して知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容変更等)

第8条 事業実施主体は、別表2に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第5号)を、市町村を通じ、農林事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第9条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による変更等承認申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更承認通知書(様式第6号)により事業実施主体に通知するものとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(補助対象事業の中止等)

第10条 事業実施主体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ

めその理由を記載した中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市町村を通じ、農林事務所を経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第11条 事業実施主体は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式第8号）を、市町村を通じ、農林事務所を経由して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第12条 事業実施主体は、当該補助金の交付決定に係る年度の10月31日現在において、遂行状況報告書（様式第9号）を作成し、状況報告時点日の翌月15日までに市町村を通じ、農林事務所を経由して知事に報告することとする。ただし、第15条の規定により概算払請求書（様式第10号）を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助対象事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払の請求）

第13条 当該補助金は、原則、事業完了後交付するものとする。ただし、知事が補助対象事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 概算払は、交付決定した金額の90パーセントを限度とする。ただし、知事が交付決定金額全額を概算払する必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 事業実施主体は、第1項ただし書の規定により当該補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払請求書（様式第10号）を市町村を通じ、農林事務所を経由して知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により概算払を受けた事業実施主体は、実績報告書提出の際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（完了届の提出）

第14条 事業実施主体は、補助対象事業の資材及び装置の納品あるいは設置が完了したときは、速やかにその旨を納品等完了届（様式第11号）により、市町村を通じ、農林事務所を経由して知事へ提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による納品等完了届の提出があったときは、現地確認を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、補助対象事業の適正を期するものとする。

（実績報告）

第15条 規則第13条第1項に規定する実績報告書は、様式第12号のとおりとし、事業実施主体は、補助対象事業が完了したとき（別表2による補助対象事業の廃止があったときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに、

実績写真集（様式第 13 号）を添えて実績報告書を、市町村を通じ、農林事務所を經由して知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、第 5 条第 5 項のただし書きにより交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助対象事業に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。なお、前項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第 14 号）により、市町村を通じ、農林事務所を經由して速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年 5 月 30 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第 16 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき当該補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 15 号）により事業実施主体に通知するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき当該補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える当該補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の当該補助金の返還は、知事の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を知事に納付しなければならない。

（額の再確定）

- 第 17 条 事業実施主体は、前条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助対象事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の当該補助金に代わる収入があったこと等により補助対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、知事に対し当該収入を減額して作成した実績報告書を第 17 条に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は前項の場合に準用する。

（実施状況報告）

- 第 18 条 事業実施主体は、当該補助金の交付決定に係る年度の事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況について、事業開始年度から第 5 条第 3 項に定める目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書（様式第 16 号）を作成し、2 月末日までに当該年度における事業成果を、市町村を通じ、農林事務所を經由して知事に報告するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第 19 条 知事は、第 10 条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及

び次に掲げる場合には、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、当該補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 各号に掲げる場合のほか、事業実施主体が補助対象事業の目的に反する行為をした場合
- 2 知事は、前項の規定による取消をした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する当該補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第5号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による当該補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

第20条 事業実施主体は、補助対象事業により取得し、若しくは効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 前項の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）において知事の承認を受けないで、当該補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じた取扱いを行うものとする。
- 3 前項に定める期間において、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- 4 補助対象事業により取得した財産等については、当該取得財産等の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第17号）及びその関係書類を整備保管しなければならない。

(証拠書類の保存)

第21条 事業実施主体は、補助対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入及び支出を記載し、当該補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整理して前項の帳簿とともに補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金の交付等に必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

令和8年6月15日一部改正。

別表1 事業の内容

事業の種類	高温対策技術の導入
事業の内容	高温環境における園芸品目の安定生産技術を推進するため、「換気」「遮光・遮熱」「冷却」技術の導入を支援する
事業実施主体	次のいずれかに該当する者とする。 1 認定農業者 2 認定新規就農者 3 農業法人 4 農業者の組織する団体 なお、農業者の組織する団体が事業実施主体の場合は、受益戸数3戸以上であること。ただし、知事が別に定める場合を除く。

別表2 補助対象経費及び補助率等

区分	経費	補助率	重要な変更
園芸産地 高温対策 事業	以下の高温対策技術を導入するための費用のうち消費税を除いた価格を補助対象経費とする。ただし、機械・装置等については、効果が複数年に及ぶものに限る。 1 換気 外気導入器、換気資材・装置（妻面、天窓、谷部分等）等 2 遮光・遮熱 遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 3 冷却 ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置、パッド&ファン 等	1 / 3以内 （ただし、1事業実施主体当たりの上限は200万円まで、事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は受益1戸当たり200万円までとする）	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の名称の変更 3 導入技術の内容変更 4 事業費の30%を超える増又は補助金の増 5 事業費又は補助金の30%を超える減